

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース） の運営について（案）

平成 30 年 6 月 22 日

1. 議事の公開について

- (1) 検討会議は原則として公開する（※）。ただし、座長が議事の全部又は一部を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
（※）検討会議は原則として公開するため、海賊版サイトの個別名称については、基本的に発言を控えることとする（公開することによりその存在を広く一般に知らせる可能性があり、これにより当該サイトの視聴者の増加等に貢献する恐れがあるため）。
- (2) 検討会議の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。ただし、構成員等の発言のうち、次に掲げる事項については、非公開とする（議事録から削除して公開）。
 - イ) 海賊版サイトの個別名称
 - ロ) 特定個社の被害額（※公開することにより、個社の営業等への影響が考えられるため）
 - ハ) その他、構成員から、発言に際し非公開の取扱いについて要望のあった事項

2. 配布資料の公開について

検討会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、検討会議として、1. (2)に掲げる事項等、公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 参考人の招致について

検討会議の審議に必要があると認められる時は、座長は、参考人を招致して意見を聞くことができる。

4. その他の検討会議の運営に関する事項について

前各号に掲げるものの他、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、（検討会議に諮った上で）座長が定める。